

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市リモート案内システム導入事業を委託する者を、プロポーザル方式により決定するために必要な事項について定めるものである。リモート案内システム導入事業とは、観光案内所における既存の観光案内サービス機能に、デジタル技術等を導入し、新たな生活様式における旅行ニーズへ対応する「非接触（リモート）」型観光案内システムの提供を行い、またシステムを観光客が快適に使用できる環境を構築することにより、観光客受入環境の更なる向上を目指すものである。

(プロポーザルに参加する者)

第2条 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、下記の「業種分類」名簿に登録があること。
28-01 システム開発
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成17年伊勢市訓令第20号）の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

(プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙1「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル参加仕様書」とおりとする。

(選定業務)

第4条 選定に係る業務は、伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会は、定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (7) 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は欠けたときは、観光振興課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(プロポーザル日程)

第6条 プロポーザルの日程については、別紙1「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル参加仕様書」とおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施に係る庶務は、産業観光部観光振興課を事務局として行う。

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託 プロポーザル参加仕様書

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託に係る各種手続き、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 委託業務名 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託
2. 業務の目的 コロナ禍において、感染症対策や非接触など「安全・安心」を志向する新しい生活様式での旅行ニーズが高まっている。観光案内所における観光案内サービス機能に、デジタル技術等を導入し、新たな生活様式における旅行ニーズへ対応する「非接触（リモート）」型観光案内システムの導入を行い、観光客受入環境の更なる向上を図るため。
3. 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
4. 業務概要 仕様については、別紙業務委託仕様書を参照すること。
5. プロポーザル日程

実施内容	実施期間又は期日
現場説明会	令和4年6月公示後から下旬 18時より
参加申込期限	令和4年6月27日（月）15時まで
参加業者決定通知	令和4年6月28日（火）
質疑受付期限	令和4年6月29日（水）12時まで
質疑に対する回答	令和4年7月1日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和4年7月11日（月）17時「15. 担当課」必着
一次審査：書類審査	令和4年7月19日（火）頃 実施予定
書類審査結果通知日	令和4年7月22日（金）
二次審査：選定委員会・プレゼンテーション	令和4年7月下旬頃 予定
選定の決定	令和4年7月下旬頃 予定

6. 現場説明会
 - (1) 開催日時 令和4年6月の公示後から下旬 18時より
注：現場説明会は申込者毎に個別で公示後から随時実施するものとする。
 - (2) 場所 宇治山田駅、外宮前、伊勢市駅の各案内所
 - (3) 定員 1申込者につき、原則5名まで
 - (4) 申込期間 公示後～令和4年6月20日（月）正午
 - (5) 申込について 【様式1】「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託 プロポーザル現場説明会参加申込書」を15. 担当課へ電子メールにて送信すること。
なお、現場説明会はプロポーザルへの参加の有無に関わらず、申込み可能とする。

7. 提出書類

次のとおり作成し、提出すること。本プロポーザルにおいては、本プロポーザルの参加者から提出された資料に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。

このため、資料の作成に当たっては、提案内容を評価しやすいように、システムの各種機能等の提案理由（他方式との比較等）など具体的に記述すること。

(1) 企画提案書

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書と別紙2「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託 プロポーザル企画提案書 記載依頼事項」に基づき、記入すること。

(2) 事業者概要（様式任意〔企画提案書とは別葉とする〕）

主要事業、資本金、売上高、従業員数等を記載すること。記載内容については公表している最新の情報とする。ページ数は1ページとする。

(3) 提案見積書（様式2〔企画提案書とは別葉とする〕）

①提案見積書は、様式2により作成し、捺印した上で提出すること。

明細書を別途任意様式により作成して添付すること。なお、明細書は、見積りした金額の積算根拠が分かるように記載すること。

②本事業は、令和4年度末までの実施を予定しているため、この業務に係る委託料には導入経費に加え、保守費用・通信費・保証費用等を含んだ令和4年度の運用と保守の管理経費（以下「運用経費」という。）についての見積りも全体の導入経費に合算すること。なお、運用経費に係る業務の内容については、伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書3. 業務内容（5）の①～⑤を参考とすること。

③この業務に係る委託料は、下記の金額を上限額とし、これらを超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

契約上限額 12,500,000 円（税込額）

注：令和5年3月までの運用経費を含む

④導入後2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）の運用経費として、月額金額を記載し、明細書を別途任意様式により作成して添付すること。

⑤2年間の運用経費の上限額は 10,000,000 円（税込額）とする。

⑥提出の際は、封入・封緘した上で提出すること。

8. 提出書類における留意事項

(1) 企画提案書と事業者概要は、正本1部、副本9部の計10部を提出すること。

なお、正本は表紙にのみ、表紙に事業者名を記載し、それ以外の正本の各ページ、副本の表紙、副本の各ページには事業者名及び事業者名が特定できる個人名等を記載しないこと。また、同時に提案見積書1部を提出すること。

(2) 書類提出時は、全ての書類を必要部数揃えた上で提出することとし、担当者の名刺を1枚添付すること。

(3) 提出書類の用紙サイズはA4とする。ただし、図面等についてはA3も可能とするが、A4サイズに右側を片袖り（Z折り）にし織り込んで企画提案書に綴ること。文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(4) 企画提案書のページ数は、30ページ以内とすること（1枚の用紙の両面に印刷したものは2ページと数える。）。

- (5) 企画提案書の表紙「伊勢市リモート案内システム導入事業 企画提案書」と記載すること。
事業者概要の表紙「伊勢市リモート案内システム導入事業 事業者概要」と記載すること。
- (6) 企画提案書には、別紙2「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル企画提案書 記載依頼事項」の各項目1～5ごとにインデックス（見出し）をつけ、A4の長辺左側に2つ穴を開けて提出すること。
- (7) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (8) 企画提案は1者1案とする。
- (9) 提出された書類の受付後の内容変更は認めない。
- (10) 提出された書類は、返却しない。
- (11) 提出された書類は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。
- (12) 参加申請後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式任意）を提出すること。
- (13) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は失格とする。
- (14) 市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (15) 企画提案書等の著作権等の取り扱いについては、企画提案者に帰属する。ただし、本市は選定等この事業に関し必要と認められる用途については、提出書類の一部または全部を無償で使用できるものとする。
- (17) 以下のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。
 - ①本プロポーザルに参加する資格の無い者が提案したとき。
 - ②企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - ③企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ④金額、住所、氏名、印章、若しくは重要な文字の誤脱、又は判別困難及び金額を訂正した見積書を提出したとき。
 - ⑤その他、市があらかじめ指示した事項に違反したとき及び企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9. 提出方法等

- (1) 提出期限 令和4年7月11日（月） 17時まで（必着）
- (2) 提出場所 「15. 担当課(問い合わせ先)」に同じ
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便（郵便・配送等の場合は、到着確認が可能なもの）

10. 質疑応答等

質疑応答の取り扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質疑の方法

① 「15. 担当課」あてに、「質問書」（任意様式）を電子メールに添付して行うこと。質疑に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

(i) 電子メールアドレス：kanko-sinko@city.ise.mie.jp

(ii) 電子メール件名：

【質疑】リモート案内システム導入事業業務委託—提案者名

(iii) 質疑用紙ファイル名：

【質疑】リモート案内システム導入事業業務委託—提案者名

② 質疑メールの送信後、市への到着確認を「15. 担当課」へ電話で行うこと。

(2) 質疑受付期限 令和4年6月29日（水）12時まで

(3) 質疑に対する回答

令和4年7月1日（金）17時までに、全参加申込者に対し、電子メールにて随時回答する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

また、本市回答に対する再質問・追加質問についても提出可能とするが、質疑受付期限以降は一切受け付けない。

11. 審査項目及び評価基準

(1) 審査方法

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の審査及び評価を行う。

(2) 審査項目及び評価基準

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書の仕様要求等に沿った提案内容を記載した企画提案書等により、「伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託プロポーザル評価基準」に基づき審査及び評価をする。また、企画提案者数が1者であっても選定基準に基づく審査を実施する。二次審査において価格評価を含まない合計得点を42点未満とした場合には、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことがある。

① 一次審査（書類審査）

(i) 実施日時 令和4年7月19日（火）頃予定

(ii) 実施方法 提出された企画提案書等を個別に評価し、全応募者からプレゼンテーションを実施する上位4社を選定する。

(iii) その他の事項

ア 書類審査の結果については令和4年7月22日（金）に全ての企画提案者に通知する。

イ 参加業者数が4社以下の場合、一次審査を省略する。

(iv) 事務局や選定委員会から企画提案書等に関する質問があった場合は速やかに返答すること。

②二次審査（書類審査及びプレゼンテーション）

ア 実施日時 令和4年7月下旬頃予定

イ 場 所 伊勢市役所（伊勢市岩渕1丁目7-29）予定（詳細は後日通知）

ウ 実施時間 1事業者につき60分以内（説明40分・質疑応答20分程度）

エ その他の事項

- ・プレゼンテーションは、プロポーザル参加申込を受領した順とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は、本業務の責任者が行い、出席者数は3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料・提案は認めない。
- ・企画提案書及びプレゼンテーションでの提案内容及び質疑応答における回答内容については、原則全て契約に用いる業務仕様書に盛り込むこととし、提案後の内容変更については一切認めないので、留意すること。
- ・PC等を使用し、観光客とオペレーターが実際に観光案内を実施する場を再現したデモンストレーション等を必ず実施すること。またその時間は説明40分間の中に含めるものとする。
- ・それぞれのプレゼンテーションは公開するが、参加事業者とその関係者はその他の参加事業者のプレゼンテーションを観覧することが出来ない。

③配点

一次審査の配点は100点、二次審査の配点は100点とし、合計得点の高い順に企画提案書類等の順位付けを行うものとする。一次審査の上位4位までのものを、二次審査の参加者とする。二次審査において1位のものを受託候補者として選定する。

なお一次審査の合計得点は、二次審査に引継がない。

(一次審査の配点：合計100点)

1	業務の実施フロー及びスケジュール管理 (配点20点)	・導入体制、作業工程等に関する説明が十分であるか。
		・スケジュールの管理体制が妥当であるか。
2	システム構築・観光案内機能の実装・利用端末の周辺環境の構築 (配点40点)	・システムの構築について仕様書等に沿い有効な提案がなされているか。
		・観光案内機能の実装について仕様書等に沿い有効な機能やハードの実装が提案されているか。
		・利用端末の周辺環境の構築について優れた内容であるか。
		・システムのデザイン性・操作性は利用者に負担をかけず快適なものであるか。
3	セキュリティ及び保守管理業務 (配点10点)	・セキュリティ対策を扱うにあたって必要十分な対策が取られているか。
		・障害対応を含め保守管理の面からも優れた内容か。
4	業務実績 (配点20点)	・システムの導入にあたって実績や過去に優れた実績の説明が十分にあるか。
		・業務遂行にあたって責任者、担当者の知識経験は優れているか。
5	システム活用 (配点10点)	・システムを活用した観光案内に資する機能があるか。

(二次審査の配点：合計 100 点)

項目	評価内容
1 業務の実施フロー 及び スケジュール管理 (配点 5 点)	・業務の実施フローとスケジュール管理が具体的で妥当であるか。
2 システム構築・ 観光案内機能の実 装・利用端末の周辺 環境の構築 (配点 40 点)	・ストレスなく観光案内を受けられるシステムか。また情報端末の操作は分かりやすいか。(デモンストレーションの評価含む) ・観光案内に資する有効な機能がそなわっているか。(デモンストレーションの評価含む) ・システムの利用件数を促進・拡大させるような取組みがあるか。
3 業務実績 (配点 10 点)	・過去における実績が本業務委託に活用できる内容か。
4 システム活用 (配点 15 点)	・将来の伊勢市の観光振興や受入環境向上に資する機能であるか。(デモンストレーションの評価含む)
5 価格評価 (配点 30 点)	価格評価＝30 点×最も安価な提案見積額／提案見積額 (少数点第 1 位を四捨五入)

注 2：提案見積額は様式 2 の合計（提案見積額）とする。

(二次審査のみ実施の場合：合計 100 点)

1 業務の実施フロー 及び スケジュール管理 (配点 10 点)	・導入体制、作業工程等が具体的で妥当であるか。 ・スケジュールの管理体制が妥当であるか。
2 システム構築・観光 案内機能の実装・利 用端末の周辺環境の 構築 (配点 30 点)	・観光案内機能の実装について仕様書等に沿い有効な機能やハードの実装が提案されているか。 ・利用端末の周辺環境の構築について、優れた内容であるか。 ・システムのデザイン性・操作性は利用者に負担をかけず快適なものであるか。
3 セキュリティ及び 保守管理業務 (配点 10 点)	・セキュリティ対策を扱うにあたって必要十分な対策が取られているか。 ・障がい対応を含め保守管理の面からも優れた内容か。
4 業務実績 (配点 15 点)	・システムの導入にあたって実績が必要十分か。また過去に優れた実績があるか。 ・業務遂行にあたって責任者、担当者の知識経験は優れているか。
5 システム活用 (配点 5 点)	・将来の伊勢市の観光振興や受入環境向上に資する内容であるか。
6 価格評価 (配点 30 点)	価格評価＝30 点×最も安価な提案見積額／提案見積額 (少数点第 1 位を四捨五入)

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。また、「企画提案者数」「受託候補者名」は、市ホームページにて公表するものとする。

- ① 審査結果(順位)
- ② 企画提案者数
- ③ 受託候補者名

注：選定結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、了承した上でプロポーザルに参加すること。

12. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と、企画提案内容を含めた業務について十分に協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとする。

協議後の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、当該事業者に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。また、協議が調わないときは、契約できない場合もある。

(2) 契約保証金は免除とする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本仕様書で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 7.(3)「提案見積書」に記載する契約上限額を超える見積金額の提案があった場合。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

14. その他

- (1) 本仕様書は、本委託業務に係るプロポーザルにおいて、プロポーザル参加者が提案を行うための前提条件を規定したものである。本業務の委託契約に係る仕様書については、プロポーザルにおける提案内容を踏まえ、契約候補者との協議により別途規定するものである。
- (2) 本仕様書に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。
- (3) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。

- (4) 本プロポーザルの実施において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 伊勢市個人情報保護条例、伊勢市契約規則をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。
- (6) 本業務履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により伊勢市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響等により国等から県を跨ぐ移動の自粛等の要請が発出された場合、プレゼンテーション等をオンラインでの開催にする場合がある。

15. 担当課（問合せ先）

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市産業観光部観光振興課観光企画係 担当者 竹内・山口
TEL : 0596-21-5566 FAX : 0596-21-5651
E-mail : kanko-sinko@city.ise.mie.jp

伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託
 プロポーザル企画提案書 記載依頼事項

項目	記載依頼内容
<p>1 業務の実施フロー及びスケジュール管理</p>	<p>(1) 次の事項について具体的に記述すること。 ① 導入体制、担当者数、担当者の役割 ② 開発スケジュール及び各工程の作業内容 ③ 進捗管理 ④ 本市との役割分担・連絡調整（打合せ等） (2) スケジュールの管理体制を記載すること。</p>
<p>2 システム構築・観光案内機能の実装・利用端末の周辺環境の構築</p>	<p>(1) システムの構築について 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書の3. 業務内容(1)と別紙3の各記載内容を踏まえ、それらに関する提案を簡潔、明瞭に分かりやすく記述すること。 (2) 観光案内機能の実装 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書の3. 業務内容(2)①～③の各項目について記載すること。また特に①(iii)について記述すること。 提案者が特にアピールしたい優れた機能がある場合は、事例・実績の引用やイメージ図等を使用し、具体的かつ詳細に分かりやすく記述すること。また別紙3も参考とすること。 (3) 利用端末の周辺環境の構築等 観光客の快適な観光案内の実現を目的とし、設置するそれぞれの周辺環境に合わせた利用端末の筐体などイメージ図等を用いて、詳細に分かりやすく記述すること。別紙3を参考とすること。 (4) 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書の3. 業務内容(2)②に沿い、操作性、デザイン性に関するシステムの提案について記述すること。</p>
<p>3 セキュリティ及び保守管理業務</p>	<p>(1) 伊勢市リモート案内システム導入事業業務委託仕様書の(4)～(7)の記載内容を踏まえ、提案者が提案するサービスに関して、基本的な考え方や方針、アピールポイント等を簡潔・明瞭で分かりやすく記述すること。 (2) 保守管理業務については障害発生時等の対応も含め、具体的に明記すること。</p>
<p>4 業務実績</p>	<p>(1) 業務実績（事業者） 過去3年間において、リモート案内システムに関連する事業実績について、件数を記載すること。また、実施年度も含め具体的な内容を記載すること。 (2) 業務実績（責任者、担当者） 受託した際、本委託事業に携わる予定の責任者及び担当者の実績や知識経験等について記載すること。</p>
<p>5 システム活用</p>	<p>(1) システムを活用し、次年度などに実施できる観光コンテンツの開発・配信や屋外でのリモート案内実施等、観光振興や受入環境向上に資する機能や備品等に関する提案を記載すること。 (2) 費用も概算で記載すること。この費用に関しては、本業務委託委託の契約上限額に含めない。</p>

システム・機器類 設置イメージ

拠点

案内所



利用端末・操作端末の機器要件

利用端末

タッチパネル式サイネージ等を活用した情報端末を想定すること

画面サイズ	43V型程度
筐体サイズ	別紙4 利用端末等設置予定場所①～④を参照すること。
解像度	HD以上
その他	タッチパネル式、縦置き横置き可能 LAN端子等を搭載（遠隔操作用） 簡易メディアプレイヤー搭載推奨

参考ディスプレイ…シャープ PN-HW431T

操作端末

ノートPCを利用した情報端末を想定すること

OS	Windows11以降
RAM	8 GB以上
Core数	Core i5以上
その他	カメラ、ヘッドセット、USB、HDMIの各ポートを搭載 無線LAN機能を搭載

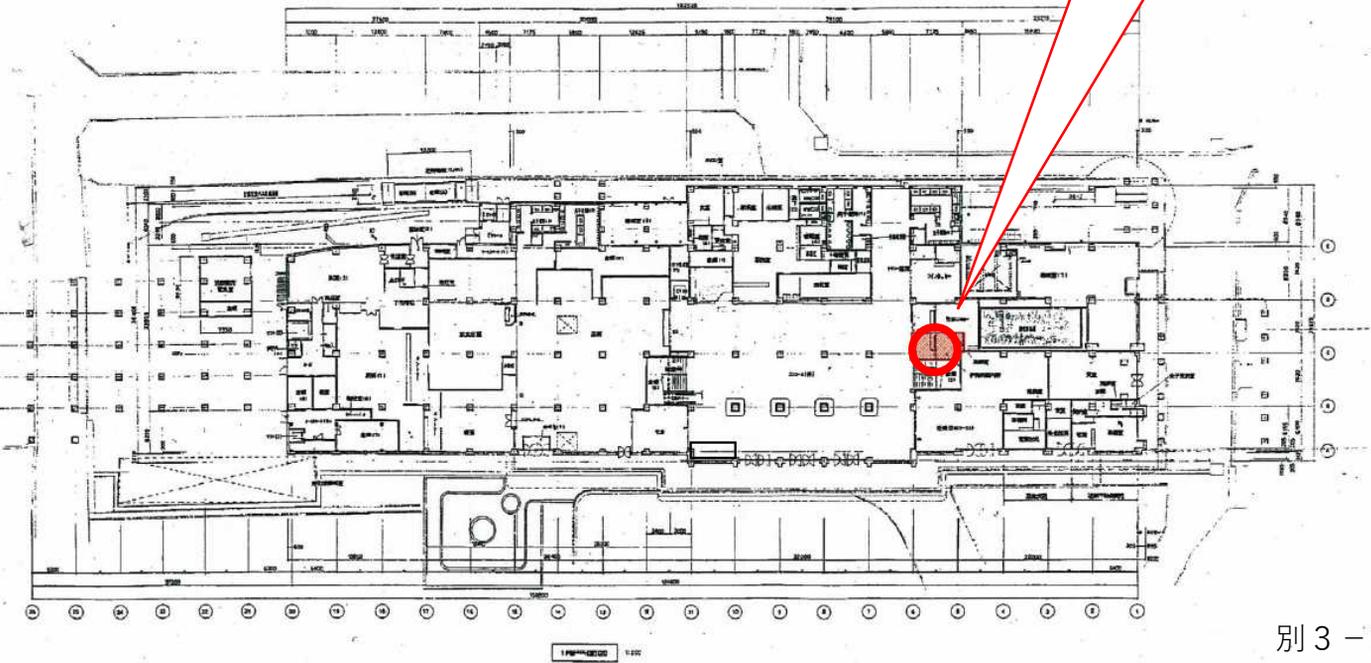
参考PC…DELL Inspiron13

利用端末等設置予定場所① 宇治山田駅観光案内所（近鉄宇治山田駅構内）



サイズ：(W) 1,450mm × (D) 1,000mm × (H) 2,000mm程度
画面サイズ：43V型程度
注：壁掛け型、若しくは壁寄せ型とする。

設置予定場所



利用端末等設置予定場所② 宇治浦田観光案内所



パターン①案内所カウンター

サイズ：(W) 1,200mm × (D) 80mm × (H) 800mm程度
画面サイズ：43V型程度

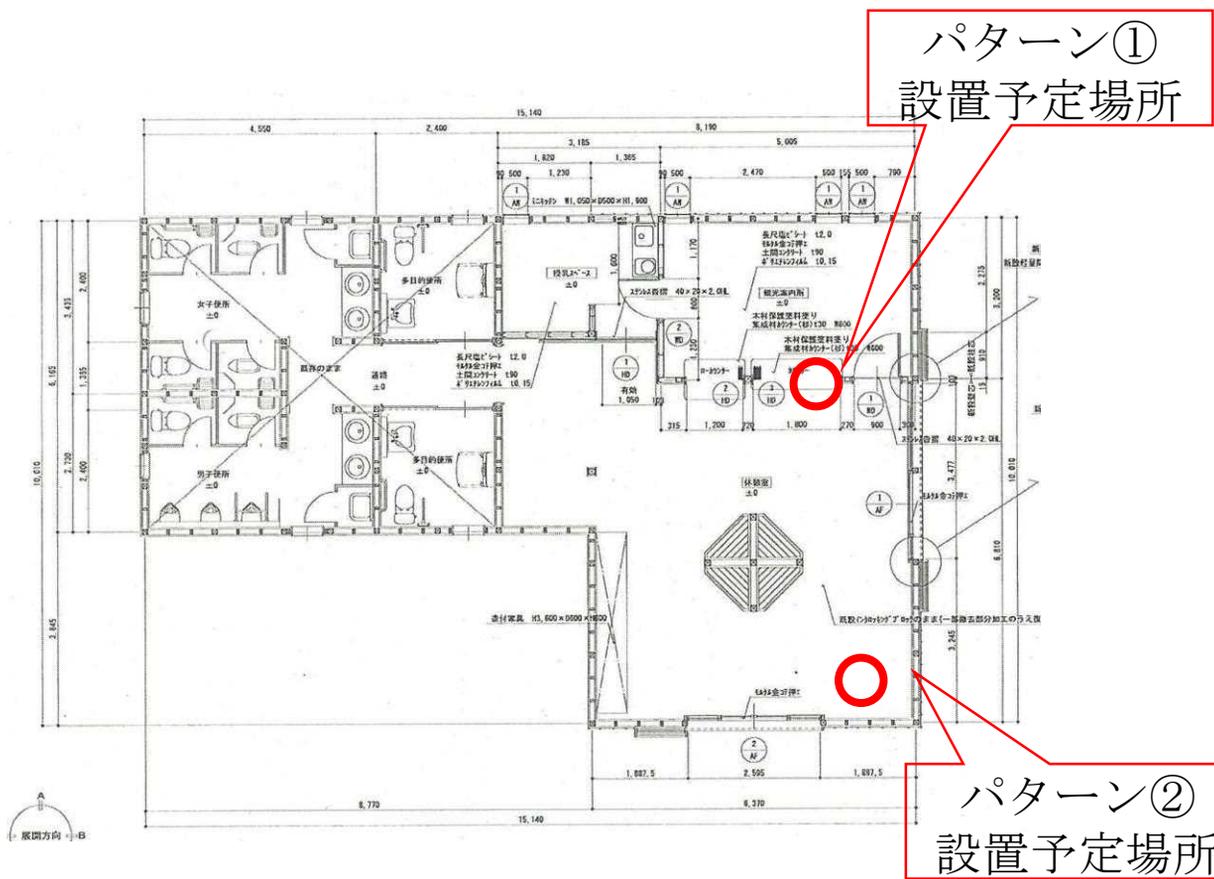
注：別途、利用端末に係るPC機器類の設置が可能

パターン②案内所待合スペース

サイズ：(W) 1,450mm × (D) 1,000mm × (H) 2,000mm程度
画面サイズ：43V型程度

注：壁寄せ型などとする。

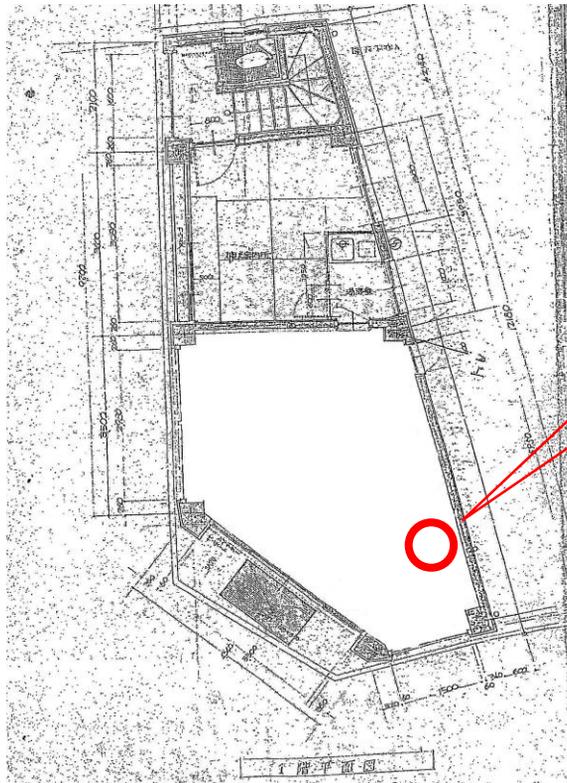
別途、利用端末に係るPC機器類の設置が可能



利用端末等設置予定場所③ 外宮前観光案内所



筐体サイズ：(W) 1,450mm × (D) 1,000mm × (H) 2,000mm程度
画面サイズ：43V型程度
注：壁掛け型、若しくは壁寄せ型とする。
別途、利用端末に係るPC機器類の設置が可能



設置予定場所

利用端末等設置予定場所④ 二見浦観光案内所（伊勢市二見生涯学習センター内）



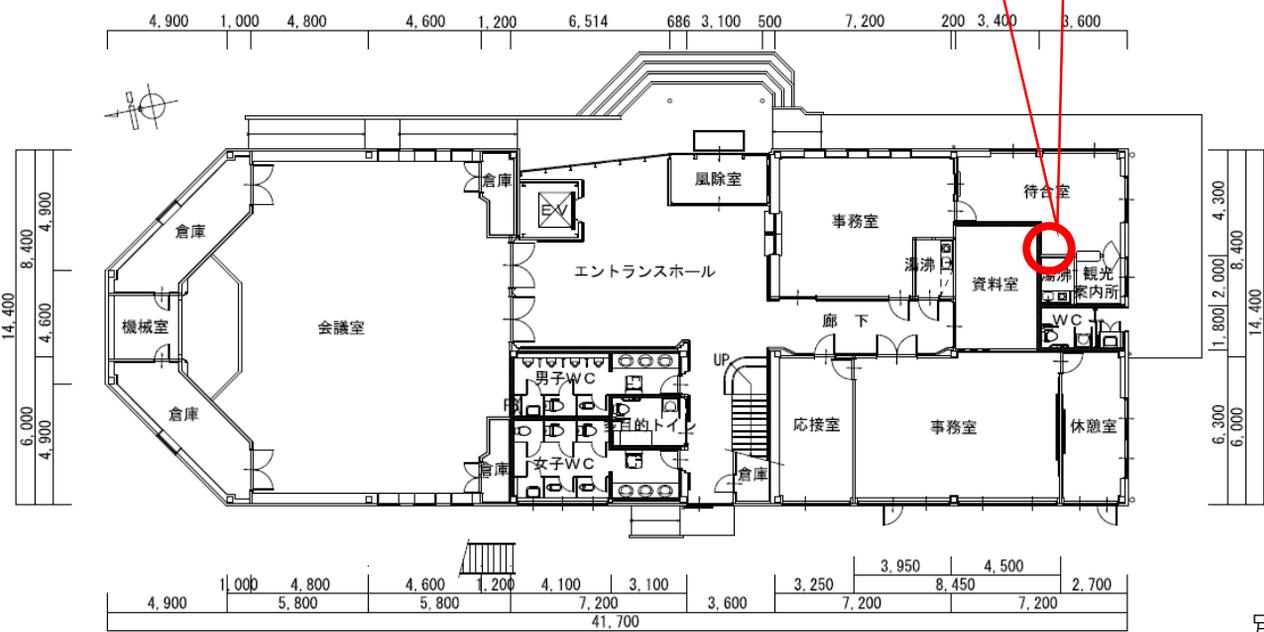
筐体サイズ：(W) 1,450mm × (D) 1,000mm × (H) 2,000mm以内

画面サイズ：43V型程度

注：壁寄せ型などとする。

別途、利用端末に係るPC機器類の設置が可能

設置予定場所



拠点・操作端末等設置予定場所 伊勢市駅観光案内所

